

訓練

でいられますか



9月1日(日)実施



炊き出し訓練で煮炊きレンジの取り扱いの説明を受ける参加者

職場、外出先などで地震から身を守るための「3つの安全行動」を取りましょう。①まず姿勢を低くする（ドロップ）、②頭を守る（カバー）、③動かない（ホールド・オン）を行います。

やちよ防災情報メールに登録を

災害が発生したときには、正しい情報をいち早く知ることが大切です。

やちよ防災情報メールでは、登録者のメールアドレスに、防災無線の放送内容のほか、防災や減災、気象に関する情報を配信しています。

登録する方法は、右のコードを読み取るか直接「yachiyo@sg-m.jp」に空メールを送信してください。登録案内のメールが届きますので確認して登録してください。



お問い合わせは
危機管理課
☎483-1151(代表)へ

プレミアム付商品券を販売

市内の取扱店で使用できるプレミアム付商品券を販売します。

住民税が課税されていない人で一定の要件を満たした人と、平成28年4月2日以降に生まれたお子さんがいる世帯主が対象です。お問い合わせは総務課☎483-1151へ。

商品券を購入できる人

購入できる人は、住民税が課税されていない人か、子育て世帯主で、それぞれの要件を満たす人です。

【住民税が課税されていない人】

- 次の4つの要件全てに当てはまる人です。
- ①平成31年1月1日時点で本市に住民登録のある人
 - ②平成31年度分の住民税が課税されていない人
 - ③平成31年度分の住民税が課税されている人に扶養されていない人
 - ④生活保護などを受けていない人

購入には、まず申請が必要です。その後審査を行い、対象者に購入引換券を送ります。対象になる可能性がある人には、8月末に申請書を郵送します。

【子育て世帯主】

- 次のいずれかに該当する人です。申請は不要です。9月中旬以降に購入引換券を郵送します。
- ①令和元年6月1日時点で、本市に住民登録があり、平成28年4月2日から令和元年6月1日までに生まれた子がいる世帯の世帯主
 - ②令和元年7月31日時点で、本市に住民登録があり、令和元年6月2日から令和元年7月31日までに生まれた子がいる世帯の世帯主
 - ③令和元年9月30日時点で、本市に住民登録があり、令和元年8月1日から令和元年9月30日までに生まれた子がいる世帯の世帯主

商品券を購入する前に確認を

商品券には、購入期限や使用期限があります。券の販売場所や取扱店の情報は、今後対象の人に案内を郵送するほか、市ホームページなどでお知らせします。販売額や購入できる冊数の上限などは表1「商品券の内容」をご覧ください。

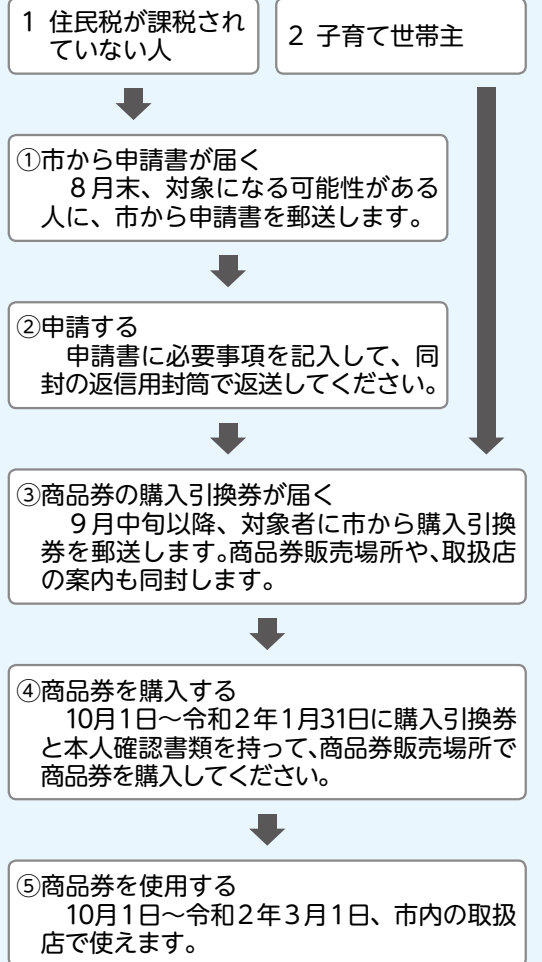
商品券は取扱店で使えます。おつりは出ません。ほかの商品券など換金性の高いものや、たばこなどの購入、税金の支払いには使えません。商品券の譲渡・転売、換金もできません。

転居の際は、郵便局へ転居届を忘れずに提出してください。転居前の市町村が発行する購入引換券は、転居先の市町村が発行する購入引換券と、交換できます。また、商品券の特殊詐欺や個人情報の詐取にご注意ください。

表1「商品券の内容」

販売金額	4,000円／1冊
内 容	500円券×10枚(5,000円分)／1冊
購入上限	<住民税が課税されていない人> 一人につき5冊まで <子育て世帯主> 該当するお子さん一人につき5冊まで
購入期限	令和2年1月31日(金)まで
使用期限	令和2年3月1日(日)まで

商品券購入までの流れ



9月定例会は8月27日(火)に開会予定

9月定例会は、8月27日(火)に開会する予定です。会議の日程などは、開会予定日の約1週間前に決定されます。請願・陳情は、開会日の午後5時までに受け付けたものが9月定例会で協議されます。
■インターネット中継 本会議を市ホームページで生中継します。会議の翌日(市の休日を除く)からは、録画映像で見ることができ。詳しくは、議会事務局議事課へお問い合わせください。

政治家の寄附行為は禁止されています

政治家が寄附をすることや、政治家に寄附を要求することは厳しく制限されています。

■政治家の寄附の禁止 政治家(公職の候補者、公職の候補者になろうとする人、現在公職にある人)が選挙区内の人に寄附をすることは、次の①～④を除き、その時期や名義に関わらず罰則で禁止されています。①政党や政治団体、親族に対する寄附、②政治教育集会に関するやむを得ない実費補償、③政治家本人が自ら出席する結婚披露宴の祝儀、④政治家本人が自ら出席する葬式・通夜の香典
②のうち、食事や食料を提供することは、罰則の対象になります。
③や④に当てはまる場合も、選挙に関して行われた場合や、一般的な社交の程度を超える場合は、罰則の対象です。また、政治家以外の人が、政治家名義の寄附をすることも罰則の対象になります。

【禁止される寄附の例】▼お中元やお歳暮を贈ること ▼開店祝い
に花輪などを贈ること ▼祭りや地域の集まりなどに寄附金を出したり、酒などを贈ったりすること

■政治家に対する寄附の勧誘や要求の禁止 有権者が政治家に寄附の勧誘や要求をすることは禁止されています。政治家を脅して、無理やりに要求すること、当選や、被選挙権を失わせる目的で勧誘や要求をすること、政治家名義の寄附を求めるとは、罰則の対象になります。

■その他の禁止行為 選挙区内の人に対して、次のような行為も禁止されています。▼政治家が役員、構成員である団体、会社が、政治家の氏名を表示することや、氏名が類推されるような方法で寄附を行う(政党に対するものを除く) ▼後援団体が寄附を行う ▼時候のあいさつ状を出す(答礼のための自筆によるものを除く) ▼あいさつを目的に有料広告を掲載する (選挙管理委員会)

飼い犬が迷子にならないために

8月24日(土)に八千代ふるさと親子祭が開催されます。飼い犬が花火の音に驚いて逃げ出さないように、外でつないでいる人は係留具を点検しましょう。家の中で飼っている人も、窓などから飛び出しにくいかなのように注意してください。鑑札と狂犬病予防注射済票が首輪などについているかも確認してください。(健康福祉課)

高年齢者等雇用促進奨励金(上期) 交付申請手続きは9月6日(金)までに申請を

公共職業安定所(ハローワーク)の職業紹介で、市内の高年齢者